

<一般委託>

市立学校遊具安全点検業務委託(一般委託)仕様書

市立学校遊具安全点検業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	市立学校に設置された遊具の安全点検を行う。
2	履行期間	契約締結日から令和2年8月21日
3	施行場所	市立追浜小学校ほか69校及び幼稚園2園
4	業務内容	別紙「業務仕様書」参照
5	特記事項	なし
6	関係法規	なし
7	資格要件	<p>本業務のうち、下記に掲げる業務内容については、次の要件を満たす人員を確保し、業務に従事させること</p> <p>A、別紙業務仕様書の「4 安全点検業務」(次のうち、①または②とする)</p> <p>①一般社団法人日本公園施設業協会の認定した公園施設製品整備技士</p> <p>②下記の項目を一人で全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具点検業者としての実務経験が5年以上あること</li> <li>・国、地方公共団体又は特殊法人等の発注した「公園施設遊具(または学校遊具)の安全点検業務委託」において、遊具点検または安全性判定の作業に従事した実績があること</li> <li>・公園施設遊具(または学校遊具)点検に関する資格、または講習会等の受講経験があること</li> </ul> <p>B、別紙業務仕様書の「5 安全性判定業務」及び「6 安全点検結果報告書作成業務」(次のうち、①または②とする)</p> <p>①一般社団法人日本公園施設業協会の認定した公園施設製品安全管理士</p> <p>②下記の項目を一人で全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具の安全性判定や点検業務の責任者としての実務経験が3年以上あること</li> <li>・国、地方公共団体又は特殊法人等の発注した「公園施設遊具(または学校遊具)の安全点検業務委託」において、遊具点検または安全性判定の作業に従事した実績があること</li> <li>・公園施設遊具(または学校遊具)点検に関する資格、または講習会等の受講経験があること</li> </ul> <p>※上記のAとBの兼任は不可とする。</p>
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	教育総務部学校管理課 矢嶋 046-822-8476

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

# 業 務 仕 様 書

## 1 業務名

市立学校遊具安全点検業務委託

## 2 業務内容

本業務は、市立小学校 46 校、中学校 22 校、特別支援学校 2 校、幼稚園 2 園に設置された遊具の安全点検を委託するものである。(対象遊具は別紙遊具一覧のとおり)

## 3 施行場所

市立追浜小学校ほか 69 校及び幼稚園 2 園 (別紙学校一覧のとおり)

## 4 安全点検業務

- (1) 安全点検業務は、別紙「市立学校遊具安全点検業務委託仕様書」の「7 資格要件 A」の要件を満たす人員により実施すること。
- (2) アスレチック遊具の破損、老朽の具合、継ぎ部分のゆるみ及び固定部、可動部、支柱等の安全性の点検を目視、触診、打診等により行うこと。打診には、箇所により、テストハンマー等を適宜使用すること。
- (3) アスレチック付帯のブランコ類の点検  
ロープ、ネット部分は、磨耗による裂傷、ゆるみ・たるみを細部に渡り確認し適宜増し締めを行うこと。木製部分はささくれ、亀裂、腐蝕等を細部に渡り確認すること。ブランコ類の遊具の可動部と地表等の設置面の間のクリアランスについてはスケールにて測定し報告する。
- (4) 塗装状況の点検 (主に鉄製遊具)  
目視にて、塗装状況を判断すること。
- (5) 遊具の可動部への注油  
必要に応じて、遊具可動部への注油を行うこと。
- (6) チェーン等の磨耗の点検  
ノギス、目視等により測定し残存 70%以下の磨耗は注意勧告を行い、残存 50%以下の磨耗は当該学校長と協議の上、即時使用禁止措置を講じるとともに監督員へ即時報告すること。
- (7) 構造部ボルト、ナットのゆるみ点検  
ボルト、ネジ等の点検は細部に渡り確認し、ゆるみが発見された場合は適宜増し締めを行うこと。また、ゆるみの増し締め及び軽微な欠損、破損を確認した際には報告を行うこと。

- (8) 腐朽、腐食等の点検  
腐朽、腐食等を目視、打診等により点検し、地際部は特に転倒等の恐れがないか確認を行うこと。
- (9) 破損、動作不良等の点検  
破損や動作不良がないかを目視、触診等により確認を行うこと。
- (10) 基礎部の点検  
基礎露出については、水はけを目的としたものでも直接落下領域にあるものについては露出判定とすること。
- (11) 本点検業務の作業に起因して、他人の身体や財物に損害を与えた場合は、受託者が損害賠償責任を負うものとする。
- (12) 重大な事故につながる恐れがあると推測される構造等の使用禁止表示及び報告  
転倒や落下により地表等にある突起物で安全性が損なわれると推測される構造又は箇所、首や手足が入る隙間及び遊具使用中の遊戯者同士の接触事故の可能性のある等、重大事故につながる恐れのある場合は使用禁止の表示を行い、その都度写真にて報告すること。
- (13) 上記以外の点検項目等については、一般社団法人日本公園施設業協会発行「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014」の「6.1.3.3 定期点検」及び「遊具の定期点検業務仕様書（定期点検表含む）」の内容を準用するものとする。「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014」に記載のない遊具等は、公益財団法人日本体育施設協会「スポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き」（改訂版3版）の内容を準用するものとする。  
これにより全ての遊具について個別の点検表を作成すること。
- (14) 安全点検業務を行うために必要な点検用具、工具、油脂類、消耗品等は受託者が用意すること。

## 5 安全性判定業務

安全性判定業務については、上記の4安全点検業務で作成される個別の点検表に基づき、別紙「市立学校遊具安全点検業務委託仕様書」の「7資格要件B」の要件を満たす人員が、遊具の安全性について以下の基準により判定を行うこと。

- (1) 機能に関する総合判定（一般社団法人日本公園施設業協会発行「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014」による評価）  
総合判定については、下記の4段階にて評価を行う。
  - A：健全であり、修繕の必要ない(使用可)
  - B：軽微な異常があり、経過観察が必要(使用可)
  - C：異常があり、修繕又は対策が必要(修繕完了まで使用不可、場合によ

り使用可)

D:危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要又は、破棄して更新を検討(使用不可)

(2) 劣化診断評価

劣化の点検評価については、下記の4段階にて評価を行う。

- a:健全な状態
- b:軽微な劣化がある状態。
- c:修繕の必要な劣化がある状態
- d:緊急修繕が必要な劣化がある状態

(3) 塗装診断評価

塗装の点検評価については、下記の3段階にて評価を行う。

- A:健全な状態
- B:部分的に塗装剥離があり、経過観察が必要な状態
- C:全体的に塗装剥離があり、再塗装が必要な状態

(4) ハザード診断評価

ハザードの点検評価については、下記の4段階にて評価を行う。

- 0: 傷害をもたらす物的ハザードがない状態
- 1: 軽度の傷害をもたらすハザードがある状態
- 2: 重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態
- 3: 生命に危険、あるいは重度な恒久的な傷害をもたらすハザードがある状態

6 安全点検結果報告作成業務

- (1) 安全点検結果報告作成業務については、別紙「市立学校遊具安全点検業務委託仕様書」の「7 資格要件B」の要件を満たす人員が監修すること。
- (2) 安全性判定業務終了後、「市立学校遊具安全点検結果総括表」及び学校ごとの「市立学校遊具安全点検報告書」を作成し、作業写真（点検作業前、点検作業中、及び遊具の不良箇所を撮影したもの）とともに速やかに学校管理課へ提出すること。なお提出は、紙による提出（各1部）のほかに、CDに格納したデータを提出すること。  
また、学校管理課への提出とは別に、学校ごとの「市立学校遊具安全点検報告書」及び作業写真（点検作業前、点検作業中、及び遊具の不良箇所を撮影したもの）、各遊具の個別の点検表の写しについて、当該学校分を各学校長へ提出すること。
- (3) 劣化診断評価がc・dのものについては、修繕の見積書を学校管理課及び当該学校分を各学校長へ提出すること。
- (4) 点検時に別紙遊具一覧表の内容に変更があることが判明した場合は、修

正した参考資料を教育委員会へ提出する。

## 7 契約期間

契約日から令和2年8月21日まで

## 8 支払い

業務完了後一括払い

## 9 その他

(1) 受託者は業務に従事する者について、業務を開始する前に、以下のものを監督員へ提出するものとする。

### ①安全点検業務の従事者

- ・別紙「市立学校遊具安全点検業務委託仕様書」の「7 資格要件A①」の場合については、社団法人日本公園施設業協会発行の公園施設製品整備技士認定証の写し

- ・別紙「市立学校遊具安全点検業務委託仕様書」の「7 資格要件A②」の場合については、要件を確認することができる経歴書や資格証等の写し

### ②安全性判定業務及び安全点検結果報告作成業務の従事者

- ・別紙「市立学校遊具安全点検業務委託仕様書」の「7 資格要件B①」の場合については、社団法人日本公園施設業協会発行の公園施設製品安全管理士認定証の写し

- ・別紙「市立学校遊具安全点検業務委託仕様書」の「7 資格要件B②」の場合については、要件を確認することができる経歴書や資格証等の写し

(2) 安全点検業務の実施にあたっては、当該学校長と協議のうえ、遊具施設を一時的に閉鎖する等、周辺の児童、生徒の安全確保に十分配慮すること。

(3) 点検の結果、損傷が著しく使用に絶えられないと判断した遊具または、重大な事故につながる恐れのある劣化がある場合については、監督員の承諾を待たず使用禁止処置等の適切な措置を取り、速やかに監督員に報告し事後の指示を受けること。

(4) 電動工具、発電機等使用時には、周辺状況に十分注意し空運転は行わないこと。

(5) その他

本業務に際して疑義が生じた場合は、監督員と密に連絡を取り協議を行う。また、本仕様書に定めがない事項については、「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版第2版）」を準用すること。

# 学 校 一 覧

## 小学校

	学校	電話	住 所
1	追 浜	865-2231	鷹取2-16-1
2	夏 島	865-3616	浦郷町4-35
3	浦 郷	865-3921	追浜東町2-14
4	鷹 取	866-1700	湘南鷹取4-7-1
5	船 越	861-1253	船越町5-34
6	田 浦	861-1251	田浦町3-55
7	長 浦	823-2324	安針台3-1
8	逸 見	822-0201	西逸見町1-14
9	沢 山	822-0057	東逸見町3-35
10	桜	822-3707	坂本町1-19
11	汐 入	822-0166	汐入町2-53
12	諏 訪	822-0058	小川町18
13	田 戸	822-0212	米が浜通2-12
14	山 崎	822-0059	三春町6-4
15	豊 島	822-0105	上町3-21
16	鶴久保	824-0974	不入斗町1-1
17	公 郷	851-0029	公郷町4-5
18	池 上	851-0447	池上3-5-1
19	城 北	851-2210	平作1-6-1
20	衣 笠	851-0334	小矢部2-16-1
21	大 矢 部	834-7200	大矢部3-26-1
22	森 崎	836-0233	森崎3-13-1
23	大 津	836-3537	大津町3-24-1
24	根 岸	827-0208	大津町5-5-1
25	走 水	841-0203	走水2-2-2
26	馬 堀	841-0234	馬堀町4-10-1
27	望 洋	835-7766	桜が丘1-50-1
28	大 塚 台	830-5660	池田町3-1-1
29	浦 賀	841-0028	浦賀3-8-1
30	小 原 台	841-4666	小原台3-1
31	鴨 居	841-0140	鴨居3-1-6
32	高 坂	841-4201	西浦賀3-1-1
33	岩 戸	848-3460	岩戸5-20-1
34	久 里 浜	835-0424	久里浜6-6-1
35	明 浜	835-0323	久里浜6-7-1
36	神 明	834-4315	神明町407
37	栗 田	848-6465	ハイランド2-41-1
38	野 比	849-7566	野比1-25-1
39	野 比 東	847-1031	野比4-6-1
40	北 下 浦	848-0037	長沢1-29-1
41	津 久 井	848-5210	津久井5-2-1
42	長 井	856-1299	長井5-9-1
43	富 士 見	856-4757	武3-19-1
44	武 山	856-3126	太田和3-1-1
45	荻 野	857-0018	荻野8-1
46	大 楠	856-0154	芦名1-29-18

## 中学校

	学校	電話	住 所
1	追 浜	865-6141	夏島町12
2	鷹 取	866-3800	湘南鷹取2-30-1
3	田 浦	861-6115	船越町7-66
4	不 入 斗	823-0566	坂本町1-19
5	常 葉	825-7410	小川町18
6	公 郷	852-5766	公郷町5-81
7	池 上	851-1255	池上3-5-1
8	衣 笠	853-5993	平作2-31-1
9	大 矢 部	834-1326	森崎5-14-2
10	大 津	823-1032	大津町5-2-1
11	馬 堀	841-4007	馬堀町4-10-2
12	浦 賀	841-0454	浦賀3-26-1
13	鴨 居	841-0442	鴨居3-2-2
14	岩 戸	848-3054	岩戸5-6-3
15	久 里 浜	835-0402	久里浜2-11-1
16	神 明	834-4077	神明町903
17	野 比	849-3318	野比4-4-1
18	北 下 浦	848-0104	長沢1-30-17
19	長 沢	849-5431	長沢5-1-1
20	長 井	856-2022	長井5-12-1
21	武 山	856-1287	武3-31-1
22	大 楠	856-2028	芦名1-2-1

※ 坂本中学校は遊具なし

## 特別支援学校

	学校	電話	住 所
1	ろ う	834-1172	森崎5-13-1
2	養 護	849-6465	岩戸5-6-4

## 幼稚園

	学校	電話	住 所
1	諏 訪	824-7579	小川町18
2	大 楠	857-3601	芦名1-29-1





# 市立学校遊具安全点検報告書

/ ページ

所在施設名	学校	管理番号	住所	横須賀市		
点検日	令和 年 月 日			点検社		
点検者				確認者		
管理番号	製品名	機能判定			特記事項	塗装判定
		使用 継続	総合 判定	劣化 ハザード		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

(総合判定基準)

- A : 健全であり、修繕の必要がない (使用可)
- B : 軽微な異常があり、経過観察が必要 (使用可)
- C : 異常があり、修繕又は対策が必要 (修繕完了まで使用不可、場合により使用可)
- D : 危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要又は、破棄して更新を検討 (使用不可)